

## 練馬区立中学校選択制度検証委員会設置要綱

令和元年 6 月 9 日

1 練教教学第588号

## (設置)

第1条 平成17年度から開始した学校選択制度について、制度の趣旨をふまえながら効果や課題等を検証するため、練馬区立中学校選択制度検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (検討事項)

第2条 委員会は、練馬区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の諮問に応じ、練馬区立中学校選択制度の実施状況の把握・分析および課題の整理、改善策の検討等を行い、教育長に答申する。

## (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

- 2 委員長は、委員の中から互選により選任する。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員は、別表のとおりとし、教育長が委嘱する。
- 5 前項に定めるもののほか、委員長は、事案の性質により、特に必要と認めるときは、臨時の委員を置くことができる。

## (任期)

第4条 委員の任期は、前条第4項に規定する委嘱の日から令和8年7月末日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合、教育長は新たに委員を委嘱することができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職を代行する。

## (部会)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員、学校長、教育委員会事務局職員および関係者の中から委員長

が指名する者で組織する。

3 部会長は、部会に属する委員の中から互選により選任する。

4 部会は、部会長が招集し、主宰する。

5 部会長は、部会の経過または結果を委員会に報告する。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、学校長、教育委員会事務局職員および関係者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(謝礼)

第8条 委員(学校長および教育委員会事務局職員を除く。)については、予算の範囲内において謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育振興部学務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営につき必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

付 則 (令和7年6月11日7練教教学第352号)

この要綱は、令和7年6月11日から施行する。

別表(第3条関係)

学識経験者	1名
小・中学校PTA連合協議会	小学校2名、中学校2名
学校評議員	2名
青少年委員	2名
小・中学校校長	小学校2名、中学校4名
教育委員会事務局	教育振興部長